

■ 令和7年度 第1回 新潟市社会福祉審議会

日時：令和8年3月26日（木）午後2時～

会場：新潟市役所3階 対策室

（司 会）

ただいまより令和7年度第1回新潟市社会福祉審議会を開催させていただきます。

本日の司会をさせていただきます福祉部福祉総務課の松本と申します。よろしく願いいたします。

本日は年度末で大変ご多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、令和7年3月に開催いたしました前回の審議会以降に新たに委員となった方のご紹介をさせていただきます。お名前をご紹介させていただきますので、大変恐縮でございますが、その場で一言ごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

はじめに市議会議員の土田真清委員でございます。

（土田委員）

皆さん、はじめまして、市議会議員の土田真清でございます。期数は2期目、選出区は西蒲区でございます。福祉の関係が初めての分野でございますし、実は私、元市役所の職員だった議員でございまして、役所の勤務中も福祉の分野には携わりがなかったということで、皆さんからご指導いただいたうえで、いろいろ研鑽を積んでまいりたいと思います。よろしく願いします。

（司 会）

ありがとうございました。続きまして、社会福祉法人新潟市有明福祉事業協会常務理事の小柳健道委員でございますが、本日ご欠席のご連絡をいただいておりますので、お名前のご紹介をもって代えさせていただきます。

続きまして、新潟市民生委員児童委員協議会連合会障がい者福祉部会長の川崎薫委員でございます。

（川崎委員）

皆さんこんにちは。民生委員の障がい福祉部会長をやっています川崎薫です。よろしく願いします。

（司 会）

ありがとうございました。続きまして、新潟市民生委員児童委員協議会連合会高齢者福祉部会長の貝沢一男委員でございます。

(貝沢委員)

はじめまして貝沢と申します。よろしく申し上げます。住まいは西区の平島です。民生委員になってから5期です。1期3年ですので15年です。現在、東青山地区の民生委員児童委員です。これから高齢者がだんだん増えて、一人住まいの高齢者が増えて大変な時代になってきます。認知症の方も増えて、これから大変な時代になるとと思いますが、皆さんよろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。続きまして、新潟市小学校長会会長の三條貴之委員でございます。

(三條委員)

こんにちは。新潟市小学校長会会長の三條貴之です。現在、上所小学校の校長をしております。よろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。続きまして、新潟市民生委員児童委員協議会連合会青少年児童部会長の田邊宏委員でございます。

(田邊委員)

こんにちは。民生委員青少年児童部会長になりました田邊といいます。よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。新たに委員になられた方のご紹介は以上となります。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただければと思います。資料は、本日机上配付させていただいたものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものとがございます。まず机上配付させていただいた資料からお願いいたします。まず、本日の次第でございます。続きまして委員名簿でございます。新潟市社会福祉審議会委員名簿でございます。本日の座席表でございます。なお座席表左の下側に本日ご欠席の方のお名前を記載させていただいております。記載に加えて本日、新潟市私立幼稚園・認定こども園協会会長の斎藤聖治委員がご欠席のご連絡をいただいております。続きまして、「地域福祉計画の策定について(福祉部)」でございます。A3カラー刷りのものをクリップで綴じさせていただいております。A3のものが3枚、カラー刷りでA4のものが1枚セットになっているかと思っております。最後に、「新潟市社会福祉審議会に対する意見について」をお配りさせていただいております。これにつきましては本日の会議終了後に皆様から何かご意見等いただけるようであれば、後日、こちらの用紙に記載またはメール等で事務局にご提出いただければ幸いです。

続きまして、事前にご送付させていただいたものでございますが、本日ご持参をお願いしてお

りましたものでございます。資料1「令和8年度当初予算事業説明書（福祉部）」でございます。資料2「令和8年度当初予算事業説明書（こども未来部）」でございます。資料3「民生委員審査専門分科会について（報告）」でございます。資料4「児童福祉専門分科会について（報告）」でございます。

以上、不足等がございましたら、事務局にお申し付けいただければと思います。

続きまして、会議の公開及び議事録の取扱いについてご説明いたします。新潟市附属機関等に関する指針によりまして、会議は原則として公開することとしており、当審議会につきましても傍聴が可能となっております。また会議の内容につきましては、後日、議事録を作成し、ホームページなどで公開させていただきます。会議録作成のため録音させていただきますことをご承知おき願います。

次に会議の成立要件についてです。本日28名の委員のうち22名の委員の皆様にご出席いただいております。新潟市社会福祉審議会条例に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

それではこれより、丸田委員長を議長とし議事を進めさせていただきます。委員長、よろしくお願いたします。

（丸田委員長）

委員の皆様、よろしくお願いたします。本当にお忙しい年度末の中、ありがとうございます。

早速、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まずはじめに、報告（1）になります。福祉部からの令和8年度の主要事業について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

（福祉総務課長）

福祉総務課長の武藤と申します。よろしくお願いたします。

私からは、はじめに福祉部全体の予算を含め説明をさせていただきます。お配りしております右肩に資料1と記載の「令和8年度当初予算事業説明書 福祉部」をご覧ください。1ページの歳入でございます。福祉部全体の一般会計予算額は、一番上の行、令和8年度、408億3,700万円余となっております。前年度比0.3パーセント減となっております。またその他、国民健康保険事業会計などの特別会計を含めました合計では、一番下の行になりますが、2,129億4,400万円余となっております。前年度比1.6パーセントの増となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。歳出になります。福祉部全体では、一番上になりますが、令和8年度、842億4,800万円余となっております。前年度比1.7パーセント増となっております。特別会計を含めました合計では、2,563億3,700万円余となっております。

前年度比 1.9 パーセント増となっております。なお、ここには記載されておりませんが、令和 8 年度新潟市全体の一般会計予算は 4,425 億円となっております。福祉部が占める予算の割合につきましては、歳入で約 9 パーセント、歳出では約 19 パーセントとなっております。

続きまして、福祉関連事業につきまして各所属から説明をさせていただきます。なお資料には、保険年金課の事業も含まれておりますが、その部分につきましては、大変恐れ入ります、省略をさせていただきます。私からは、福祉総務課所管分について説明いたします。1 ページ目にお戻りください。歳入につきましては、138 億 9,600 万円余、前年度と比べまして 16.3 パーセントの減となります。主な理由といたしましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金、国の交付金を活用しました給付金となりますが、この国の補助分の減、これは令和 7 年度に実施した事業になりますので、その分の減額が大きくなったということでございます。

2 ページの歳出になります。同じ福祉総務課の行をご覧くださいのですが、197 億 4,900 万円余、前年度比で 11.7 パーセントの減となっております。減少の理由につきましては先ほど申し上げました給付金の減によるものです。

続きまして、福祉総務課所管の主要事業のうち主なものを説明いたします。3 ページをご覧ください。「低所得者への支援」の「生活困窮者自立支援事業」は、生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住まいに関することなど、さまざまな課題を抱え、生活に困窮する方への支援として各事業を実施するものです。支援を必要とする方への相談窓口として、生活支援相談員を各区の生活保護担当課に配置するとともに、新潟市パーソナル・サポートセンターを設置し、包括的かつ継続的な支援を行うものです。また、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯や住民税所得割非課税世帯、児童扶養手当受給世帯の主に中学生を対象に、学習の機会や居場所を提供し、学習意欲の喚起と、学習習慣を身につけるための支援を行います。令和 8 年度からは、これまで開催がなかった秋葉区、南区、西蒲区に学習会を拡充し、全区 11 会場で学習会を開催いたします。

続きまして、「援助を必要としている人への支援」では、中国残留邦人等 20 世帯 28 人に支援給付金を給付するとともに、本人やその配偶者、帰国時の同伴家族を対象に交流会等を開催いたします。

続きまして、「民生委員・児童委員活動費」です。各地区の民生委員児童委員協議会及び定数 1,375 人の民生委員児童委員と民生委員協力員の活動を支援するものです。

続きまして、4 ページをご覧ください。「地域福祉計画の実践」の「地域福祉計画推進事業」については、現行の計画の進行管理を行うとともに、令和 9 年度からの次期計画の策定を行います。

「重層的支援体制整備事業」ですが、地域住民の複雑、複合化した支援ニーズに対応するた

め、市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施するものです。

「地域保健福祉活動の推進」の「新潟市社会福祉協議会補助金」は、地域福祉活動推進の核となる社会福祉協議会の補助金で、直接的に事業費として区分できない人件費やボランティアセンターの運営費等に対し補助を行うものです。

「保健福祉サービスの利用支援」の「日常生活自立支援事業への助成」は、認知症高齢者などの方々に対し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う市社会福祉協議会に対して、専門員の人件費等を補助するものです。

「成年後見制度の推進」は、制度の普及啓発や各種相談をはじめ、市民後見人の養成などを行う成年後見支援センターの運営に係る経費です。

続きまして、5ページをご覧ください。「低所得者への支援」です。「生活保護扶助費等」では、被保護世帯数の増加傾向を踏まえまして、令和8年度は、各月平均9,574世帯、人員1万1,669人を見込みまして、令和7年度当初比となりますが、扶助費全体で約0.8パーセントの増となっております。

福祉総務課は以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。質問につきましては、各課の説明がすべて終わってからお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。続いて、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課長の榎本です。よろしく願いいたします。

今ほどの資料1の1ページに戻っていただきまして、左側が歳入でございます。障がい福祉課の令和8年度の歳入予算額は、約195億1,800万円です。右を見ていただきますと歳出でして、歳出が約296億9,000万円ということで、どちらも前年度比を見ますと約1割、10パーセントの増となっております。これは歳出でいいますと、ヘルパーですとか、ショートステイですとか、入所も含めた障がい者の方が地域で生活するためのサービスの事業費が各事業所を新たに立ち上げていただいたり、定員を増やしていただいたりということで、そういった部分のサービス費が増えたことによる歳出の増と、それに伴う国が2分の1、県が4分の1という負担をしていますので、そちらの分の国、県の負担分が増えたということで、大体それぞれが1割増になっているのが増の主な要因となっております。

障がい福祉課の主な事業ということで、6ページをご覧ください。介護給付等関連事業ということで、まさにこれが今ほどお話ししましたとおり、居宅介護というのはいわゆるヘルパーだ

ったり、短期入所だったりということで、さまざまな国が定めたものと市で独自でやっている部分も含めて、障がい者の生活を支援するサービス、いわゆる介護給付といわれている事業になっております。先ほど言ったように、全体で約10パーセント伸びている中でも、とりわけ伸びが大きいものというのは、グループホームですとか、障がい児の放課後等デイサービスとか児童発達支援という事業名であるのですが、障がい者の方が通う場所の部分につきまして、事業所を立ち上げていただいたりして、伸びが大きくなっています。

次に強度行動障がい者児支援職員育成事業です。強度行動障がいというのは、自傷、他害などを含め、目が離せない、重度の支援が必要な方がいらっしゃいます。そういう方につきまして、この支援のスキルというのが各事業所どこでも対応できるということがなかなか難しい中で、強度行動障がい支援マネージャーという方を、知見がある法人の方に委託をしまして、その方が、それぞれ各施設でそういう方を抱えていて支援に困っているというところに出向いたり、電話相談するというので、その人に合った支援を実際にアドバイスすることで、各施設のスキルを向上していく、対応していくための事業でございます。

7ページになりまして、グループホーム運営費補助金です。グループホームは国で定めた給付のサービスになっているので、国から給付費が入ってくるのですが、今、国の動向というのは、地域移行といいまして、重度の支援が必要な方はいわゆる施設に入所して長いのですが、そういう方々が施設ですと閉じこもるのではなく、地域で生活をするというのが国の流れです。その受け入れ先として、グループホームが生活の拠点として受け皿となるために、重度の障がい者を受け入れていただくグループホームにつきましては、国で決まったサービスに対する給付とは別に、市で単独で上乗せをして、人員配置等の運営費に充てていただくために、市で単独の補助金を支出しているものでございます。

次の日常生活用具給付事業というのは、障がい者が日常生活を過ごすための用具、主にはストーマといいまして、膀胱、直腸の障がいのための用具ですとか、そのほかにも幅広くいろいろな品目があるのですが、その給付費となっております。令和8年度新たに項目が増えるとか、支給する上限額が増えるというのは当初ではないのですが、今検討している項目はありますので、整理ができ次第、それにつきましては周知をしながら拡充をしていければと考えております。

最後に8ページですが、障がい者の就業支援センターということで、「こあサポート」という名前で市で委託をして、障がい者の自立のための就労を目指すために、障がい者の相談を受けて、その方の特性を踏まえたうえで、企業でどういう業務ならできるかという、企業のほうにもご理解をいただきながらマッチングをして、ただマッチングして就職するだけではなかなか難しいので、それが定着するために引き続きフォローをしていくというのを、「こあサポー

ト」がやっています。現在、登録者は全体で2,200人ほどいるのですが、一般就労した方は年間150名ほどになります。そのような形で、その人に合った業務を、企業には業務の切り出しをしていただき、1件1件マッチングするのが大変なのですが、地道にそういう形でつなげていって、かつフォロー、定着して続くようにというような業務を委託事業でやっております。

以上、障がい福祉課の主な事業です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いて、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課長の新井です。よろしくをお願いいたします。

資料1ページにお戻りください。高齢者支援課所管の一般会計の歳入は10億7,345万4,000円で、前年度と比較して196.1パーセントとなっています。増額の主な要因は、施設整備に係る県補助金の増によるものです。

続きまして、当課所管の介護保険事業会計歳入は、4億3,514万9,000円で、前年度と比較して97.4パーセントとなっています。減額の主な要因は、地域支援事業費に係る国県補助金の減によるものです。

次に2ページをご覧ください。当課所管の一般会計の歳出は、22億9,129万1,000円で、前年度と比較して128.8パーセントとなっています。増額の主な要因は、ユニット化改修等支援事業費補助金の増によるものです。また、当課所管の介護保険事業会計の歳出は、3億7,208万9,000円で、前年度と比較して96.1パーセントとなっています。減額の主な要因は、地域支援事業の任意事業費の減によるものです。主要事業につきましては、一般会計は9から12ページ、介護保険事業会計は13から15ページに記載しております。

それでは、主な事業について説明いたします。資料の10ページをご覧ください。はじめに、地域における相談支援体制の充実です。高齢者虐待防止事業として、相談員の配置や緊急一時保護施設の確保、要介護施設などの管理者向けの研修会などを行います。

次に11ページ及び12ページ、介護サービス基盤の充実です。地域包括ケアシステムを深化、推進していくため、新潟市地域包括ケア計画に沿って、地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの整備を進めていきます。

次に、介護保険事業会計についてです。13ページをご覧ください。介護保険制度の円滑な運営について、介護人材確保事業では、介護の魅力発信として、介護職員による学校訪問を行うほか、介護職員の定着促進として、セミナーの開催や、市内に介護サービス事業所を有する法人が行う研修に対し、費用の一部を助成します。また、当初予算ではなく、今年度の補正予

算に計上したため、資料には記載がありませんが、令和8年度は介護テクノロジー補助金として、介護現場の生産性向上や、介護人材の確保及び定着促進を図るため、介護テクノロジーを導入する事業所を補助します。

次に、14 ページ、自立した生活への支援についてです。成年後見制度利用支援事業が、認知症高齢者などで助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる方を対象に、申立にかかる費用や後見人への報酬を助成します。

説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いて、地域包括ケア推進課から説明をお願いいたします。

(地域包括ケア推進課長)

地域包括ケア推進課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

地域包括ケア推進課の令和8年度当初予算についてですけれども、資料1の1ページをお開きください。当課の令和8年度の一般会計の歳入予算額は9億3,071万3,000円です。重層の支援体制整備事業に充てる国県補助金の増を見込んでおります。介護保険事業会計は21億1,656万5,000円で、地域支援事業に係る国県補助金の増を見込んでいます。

2ページでございます。一般会計の歳出予算額は15億7,662万1,000円で、地域包括支援センター運営費の増などにより、前年度から増額となっております。また、介護保険事業会計につきましては30億1,355万9,000円で、介護予防生活支援のサービス量の増加などを見込んでおります。

続きまして、当課所管の主な事業でございます。16ページをお開きください。一般会計の事業でございますが、地域の茶の間への助成を通じまして、住民同士が支え合う仕組みづくりを進めてまいります。また、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターの運営を通じまして、高齢者やその家族を介護や福祉、保健などさまざまな面から総合的に支えていきます。

17ページでございます。生活支援体制整備事業によりまして、住民主体の生活支援団体の創出・育成などに取り組み、支え合い、助けあう地域づくりを支援してまいります。

18ページでございます。ここからは介護保険事業会計の事業となります。訪問型サービス、通所型サービスを提供し、要支援認定者などの日常生活を効果的、効率的に支援してまいります。またフレイル予防事業につきましては、30ある日常生活圏域すべてで実施し、参加者の拡大を目指してまいります。

19ページでございます。認知症初期集中支援推進事業によりまして、認知症発症期のできるだけ早い段階で、本人、家族に必要な支援を行ってまいります。また、認知症地域支援ケア向上事業のほか、資料に記載の事業を通じまして、認知症サポーターの養成や認知症の方の社

会参加、地域における見守り体制の構築を進めてまいります。

地域包括ケア推進課の説明は以上となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いて、介護保険課から説明をお願いいたします。

(介護保険課課長補佐)

介護保険課課長補佐の小野と申します。本日は課長の佐藤が別の公務で不在のため、代わってご説明いたします。よろしくお願いいたします。

資料1の1ページにもお戻りください。歳入からご説明いたします。一般会計のうち、当課所管分につきましては、6億1,764万9,000円、前年度と比較して0.1パーセントの増となっております。増の主な理由につきましては、低所得者の保険料軽減に係る国県の負担金受け入れ額の増によるものです。続きまして、介護保険事業会計のうち、当課所管分863億756万3,000円、前年度と比較して1.8パーセントの増となっております。増の主な理由としましては、介護給付費の増に伴い、国県の負担金等が増えることによるものです。

2ページの歳出をご覧ください。一般会計のうち、当課所管分につきましては128億4,253万6,000円となり、前年度と比較して2.2パーセントの増となっております。

続きまして、介護保険事業会計のうち、当課所管分854億5,502万3,000円、前年度比較1.8パーセントの増となっております。いずれも増の主な理由としましては、介護給付費の増によるものとなっております。

次に、主要事業のご説明をいたします。20ページ、ご覧ください。一般会計、介護保険サービス助成です。低所得者で特に生計が困難である方が、社会福祉法人及び民間事業者が提供する特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護等の介護サービスを利用される場合に、経済的な理由から介護保険サービスの利用を控えることのないよう、利用者負担を軽減することを目的として行うものです。

次に、21ページをご覧ください。介護保険事業会計の一番上、介護保険給付費です。こちらは、介護保険制度における介護サービスのサービス費の給付です。

次に、要介護認定関係研修事業です。こちらは適切な要介護認定が行われるよう、介護認定にかかわる方に必要な知識と技術の習得、向上を図るために行っております。このほか、介護サービスの質の向上のため、介護相談員の派遣や住宅改修の支援などの事業を併せて行っております。

介護保険課からは以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。次に報告(2)に移ります。こども未来部の令和8年度主要事業

についてに入ります。まず、こども政策課から説明をお願いいたします。

(こども政策課長)

こども未来部こども政策課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2「令和8年度当初予算事業説明書(こども未来部)」をご覧ください。表紙を1枚おめくりいただきまして、左側1ページでございます。こども未来部は、令和8年度当初予算総括表に記載しておりますように、こども政策課、こども家庭課、児童相談所、家庭支援課、幼保支援課の4課のほか、児童相談所にこども相談課、幼保運営課、児童発達支援センター「こころん」がございます。

はじめに、こども未来部全体の予算につきましてご説明させていただきます。上の表、1、歳入の一番下の合計欄をご覧ください。一般会計と特別会計の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計を合わせた歳入の予算総額は391億8,056万1,000円で、前年度との比較では25億9,331万9,000円、率にいたしまして7.1パーセントの増となっております。次に下の表、2の歳出でございます。合計欄の一般会計と特別会計を合わせました歳出の予算総額は、649億3,495万6,000円で、前年度との比較では39億854万1,000円、率にいたしまして6.4パーセントの増となっております。

続きまして、こども政策課所管の予算についてご説明いたします。上の表の1、歳入に戻っていただきまして、表頭から二つ目のこども政策課の欄をご覧ください。当課の一般会計歳入の当初予算総額は160億2,858万2,000円で、前年度と比較いたしまして0.9パーセントの増となっております。減少いたしました主な理由は、児童手当の支給延べ児童数減少に伴う国県負担金の減などによるものでございます。表の下から2段目、当課で所管しております。母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、特別会計でございますけれども、こちらの歳入は、総額で3億8,769万8,000円、前年度との比較では、率にいたしまして34.2パーセントの減となっております。減少いたしました主な理由といたしましては、特別事業会計の剰余金のうち、当該年度は国へ返還する元金償還金が不要となったことにより、繰越金が減少しているものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。下の表の上から2段目、こども政策課の一般会計歳出予算の総額は230億640万3,000円で、前年度との比較では0.1パーセントの減となっております。減少した主な理由は、児童手当の支給延べ児童数の減によるものでございます。表の下から2段目、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計につきましては、先ほどご説明いたしました歳入と同額となっております。なお、この特別会計の事業内容といたしましては、ひとり親家庭のお子さんが高校や大学等に進学する際の修学資金の貸付などございまして、令和8年度分といたしまして、新規分199件、継続分といたしまして251件の合計450件分の

貸付を見込んでいるものがございます。

次に、主な事業を中心にご説明いたします。右側の2ページをご覧ください。はじめに表中の二つ目の事業でございます。出会い・結婚サポート事業については、希望される方の出会い、結婚を後押しするため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」への登録料を助成いたします。また、民間団体の婚活支援ネットワークが行う婚活イベントの情報発信や、広報協力など側面支援を継続してまいります。

その下の結婚新生活支援補助金につきましては、経済的な理由により結婚に踏み切れないカップルを後押しするため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップ、家賃の一部ですとか、新居への引っ越し代など、必要な費用を支援するものがございます。

その下の、にいがたっ子すこやかパスポート事業につきましては、社会全体で子育てを支援していくもので、引き続き、各協賛店のご協力を得まして、各種割引サービスなどを実施していただくものがございます。従来の広域連携先であります聖籠町、田上町、新発田市、胎内市、加茂市に加えまして、令和8年度からは阿賀町の協賛店でも高校生年代以下のお子さんや妊婦の方についてパスポートを発行いたしまして、相互利用をしていただくことが可能となります。

続きまして、3ページをご覧ください。一つ目の新潟市子ども条例推進事業につきましては、本市の子ども条例の周知啓発、こどもの意見表明、こどもの社会参加の推進事業と、子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」の運営に係る経費でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。一つ目のども医療費の助成と、二つ目の妊産婦医療費の助成につきましては、高校3年生で年代までのお子さんと、すべての妊産婦の方に対しまして、引き続き医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担軽減と安心を提供するものがございます。

続きまして、その下の放課後児童健全育成事業につきましては、公設、民設の放課後児童クラブの運営に係る経費でございます。引き続き処遇改善による支援員の人材確保や、障がい児等の受け入れに対する支援員の加配など、運営体制の強化を図ってまいります。

続きまして、5ページをご覧ください。一番下の事業でございます。児童扶養手当の給付と、次の6ページ二つ目の、ひとり親家庭等就労対策事業につきましては、引き続きひとり親家庭の支援に取り組むものございまして、6ページ一番下のひとり親家庭サポーター事業につきましては、ひとり親家庭を対象とした養育費や親子交流の大切さを学ぶ親支援講座の開催や、家庭裁判所などへの同行支援を行うものがございます。

こども政策課からの説明は以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いて、こども家庭課から説明をお願いいたします。

(こども家庭課長)

こども家庭課の佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが資料2の1ページにお戻りください。はじめに当初予算の総括表です。上の表、歳入です。一般会計、こども家庭課欄、当初予算の総額は10億8,952万円、対前年度比で6.3パーセントの増です。これは産後ケアの利用見込み件数や、出産・子育て応援事業の支給見込み件数などが増え、歳出が増となったことにより、その財源である国の補助金も増となったことが主な要因です。次に下の表、歳出です。こども家庭課当初予算の総額は26億5,720万5,000円、対前年度比で7.3パーセントの増です。これは先ほど申し上げた、産後ケアや出産・子育て応援事業のほか、不妊治療費助成事業の見込み件数の増などが主な要因です。

それでは、主な事業を説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。一つ目、不妊治療費助成事業は今年度、令和7年度より開始した事業で、こどもを持ちたいという夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療費の一部を助成するものです。

資料の11ページをご覧ください。11ページ一番下の新生児聴覚検査費用助成事業、こちらも今年度より開始した事業で、聴覚障がい早期発見、早期療育につなげるべく、すべての新生児を対象に、聴覚検査費用を助成し、支援するものです。

続きまして、資料次の12ページをご覧ください。二つ目の5歳児健康診査事業費、こちらは令和8年度の新規事業です。言語の理解能力や社会性が高まる5歳児に対して健診を行い、お子さんの特性を早期に把握し、関係機関が一体となって特性に合わせた適切な支援を行うことを目的とするもので、新年度は中央区の一部の地域で約500名を対象にモデル的に実施いたします。

続きまして、資料の13ページをご覧ください。表一番下、思春期等相談費では、プレコンセプションケアに関する正しい知識を持ち、自分の望む人生を設計できるよう、思春期における健康教育に取り組み、新年度は中学生を対象にした共通の資料を新たに作成し、モデル事業を実施いたします。

続きまして、資料の15ページをご覧ください。一番下の子育て短期支援事業は、保護者の入院や育児疲れにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、施設において一定期間養育をするものです。新年度はこどもの対象年齢をこれまでのおおむね2歳までから18歳までに拡充する予定です。

続きまして資料の16ページをご覧ください。表の一番下、こどもの意見表明等支援事業は、児童相談所の一時保護施設や本市所管の児童養護施設へ、第三者の立場である意見表明支援員を派遣し、希望する入所児童と面談を行い、こどもの意見表明などを支援する事業です。新年

度は自立援助ホームへ対象を拡大する予定です。

こども家庭課の説明は以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。続いて、児童相談所から説明をお願いいたします。

(児童相談所家庭支援課長)

児童相談所家庭支援課長の田中と申します。よろしくをお願いいたします。

資料の1ページにお戻りください。児童相談所家庭支援課の歳入予算は、総額4億8,568万5,000円で、前年度比6,723万2,000円の増、率にして16.1パーセントの増です。主な増額の理由は、施設に入所する児童の増加に伴い、国からの負担金が増額することなどです。歳出予算は総額で20億2,478万3,000円で、前年度比2億4,784万6,000円の増、率にして13.9パーセントの増です。主な増額の理由は、児童相談所の職員の増加のほか、入所児童の増加が見込まれるためです。

次に、児童相談所の主な事業をご説明いたします。資料の17ページをご覧ください。小事業名で、児童相談所による相談支援事業は、児童養護施設等へ児童が入所した場合の措置費や児童相談所の管理運営費のほか、LINEによるSNS相談に係る経費です。施設に入所する児童の数は、施設の新設などもあり、増える見込みです。またLINEによるSNS相談を令和5年度から行っておりますが、身近なLINEというツールであることや、匿名でも相談できることなどが理由と思われるが、年々相談者の数が増えている状況です。

その下の児童相談所特別事業は、里親制度の普及啓発や研修等に係る経費です。新潟市の里親委託率は全国的に高い水準にはありますが、里親を必要とするこどもが適する里親とマッチングできるように、受け皿はさらに増やしていくことが必要と考えております。

児童相談所の説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。最後の説明になります。幼保支援課から説明をお願いいたします。

(幼保支援課長)

幼保支援課の佐藤でございます。

予算につきましては、幼保運営課所管分を含めまして、幼保支援課からご説明を申し上げます。資料2の1ページをご覧ください。当初予算の総括でございます。歳入の一般会計当課分は総額211億8,907万6,000円です。下の表、一般会計の歳出につきましては368億5,886万7,000円です。

次に、主な事業をご説明申し上げます。資料の18ページをご覧ください。はじめに、保育士の魅力発信事業です。新規事業となります。出生数の減少に伴いまして保育施設の利用児童

数は減少しています。しかし、労働と子育てを両立させる人の割合は高まっておりますし、本市では3歳未満の利用児童の利用率が全国に比べて高い状況にあり、加えて手厚い保育士配置基準を設けているため、一定程度の保育士の確保が必要となります。しかし、保育養成校への入学者数や卒業生の保育施設への就職者数は減少傾向にあります。本市の1歳児、3対1の手厚い保育、公、私立や園種にとらわれない合同研修や、区での年齢別研修など、充実した研修体制など、保育発祥の地新潟市で保育士として活躍することの魅力伝える動画を作成し、中高生や保育学生を中心に広く発信します。

2段下の保育士の確保事業の就職後の宿舍借り上げ費用への補助や修学資金への支援なども周知して、利用促進を図り、魅力発信事業とあわせ、職業として保育士を選択し、本市で就業してもらえるよう、保育関係団体や養成校等と連携して取り組んでまいります。

次に、デジタル化による利用者支援事業についてです。こちらも新規事業でございます。本市では、保護者にご負担いただきます保育料については、口座振替の利用を推奨しております。現在、口座登録のためには、平日の金融機関営業時間帯に窓口で手続きを行っていただく必要があります。この手続きをWebで行えるサービスを導入し、保護者の負担軽減を図ります。市立保育園等の管理運営は市立の保育園73園、認定こども園1園、地域子育て支援センター12施設に係る運営費の経費です。私立保育園等の運営支援は、私立の保育園39園、こちらの運営委託料及び認定こども園141園と地域型保育事業26事業所に係る給付費や、民間の地域子育て支援センター31施設の運営委託料です。

その下の私立保育園等整備事業費につきましては、来年度創設2園、大規模改修2園の合計4園の整備に対して助成を行います。創設支援につきましては、江南区の保育園と西区の認定こども園1園となりまして、9年4月の開園を予定しています。

それでは、19ページに移ります。2段目の市立地域子育て相談機関運営事業は、市立子育て支援センター及び東区のわいわい広場を相談機能を強化しました子育て相談機関として位置付けて、こども家庭センターと連携をとりながら、こどもや子育て世帯に身近な地域で相談支援を行ってまいります。病児・病後児保育事業は、市内11施設の事業経費などですが、来年度からは近隣11市町村との広域連携により、住所を有する方なら連携市町村内の病児・病後児保育施設もご利用いただけるようになります。また、予約状況の見える化も含めた利用予約システムを導入することとしており、利用者の利便性向上を図ります。

医療的ケア児保育支援事業は、保育園等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備に係る経費です。

こども誰でも通園制度は、就労要件などを問わず、月一定時間の中で、生後6か月から2歳のこどもの保育を行うとともに、保護者に対して必要な支援を行うものです。令和6年度から

試行実施してまいりましたが、来年度から本格実施となります。本市では現段階で 13 施設において開始をする見込みでございます。一時預かりと併せ利用者のニーズに合った保育を提供してまいります。

多子世帯の保育料軽減事業は、経済的負担の軽減を図るため、市独自の基準で第三子以降の保育料などの軽減を行うための経費です。

説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。説明は以上になります。それではここからは委員の皆様から、ただいまの説明に対する質問、ご意見をいただきたいと思っております。なお、ご発言の際は、議事録を作成する関係がありますので、大変恐縮ではありますが、お名前を名乗っていただいてからご発言をお願いしたいと思います。では早速、質問、意見を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。いかがでしょうか

(富田委員)

手をつなぐ育成会知的障がい者の親の会の富田洋子と申します。よろしくお願いたします。

やはり今年度は明生園の問題になってしまうのですけれども、このたびは園長が交代になるということで、ご配慮いただき、本当にありがとうございます。これがまず改革の第一歩だと思っております。やはり組織全体の改革が必要なのかなと思っております。さらにスタッフのスキルアップがないとすべてが解決しませんので、新潟市の素晴らしい強度行動障がい者の研修を、ぜひ明生園のスタッフの皆さんに受けていただければいいのではないかと思います。やはり座学だけでは現場活用率というのはゼロパーセントだと思うのです。明生園の中にコンサル的に何回も入ってもらって、アドバイスいただくことでやっとな現場は変わってくると思っておりますので、何度も入っていただいて、変わっていただきたいと思っております。

私も保護者の一人なのですけれども、保護者会も機能していないみたいで、やはり高齢化で何か不適切な問題があっても、支援員さんに言ってしまうと、それで自分の子に何か不利益があるのではないかということと言えない保護者の方が多いのです。やはりそれは前時代的な考えになってしまうと思うのですけれども、そういう方が多くて、チェック機能が果たされていないところがあるので、もしでしたら、社協とか何かと連携して定期的にチェックをすることか、そういったシステム刷新が必要かなと思っておりますので、ぜひ来年度はよろしくお願いたします。

(丸田委員長)

保護者の立場からご意見をいただきました。榎本課長からコメントがありましたら、お願

いたします。

(障がい福祉課長)

ありがとうございます。おっしゃるとおり、今年度、過去に起きた話ですが、虐待と、個別支援計画作成不備の話をご報告させていただいて、言い方はあれですけども、膿を出して、改めてスタートという認識でおります。おっしゃるとおり、今回、所属長である園長が正職の課長職となりましたが、人員をさらに充実したわけではないので、今回は第一歩と考えています。ガバナンスの面で、組織上、障がい福祉課の所管にある明生園が、同じ所管の部署から指導を受けるというのはやはり、外から見れば恣意的な判断をしているのではないかと思われぬようにするために、今回、組織の改正をしました。おっしゃるとおり、大事なことは、利用者のための施設ですから、お話を保護者の方にさせていただきましたけれども、虐待においては外部の方から講師を招いて研修を実施したり、支援体制の部分もみんなで見れるように、固定してしまうと、どうしてもその人だけになってしまって、ほかの方が声かけできないということもありましたので、支援の仕組みですとか、今のような虐待の意識づけですとかということを始めさせていただきますけれども、先ほど言ったように第一歩かと思っています。これからより充実した支援ができるために取り組んでまいります。また、どうしても利用者の方が長いので、その分保護者の方が当然高齢になってしまふところがあるのですけれども、今年度も園のほうでは丁寧にアンケートを実施し、なかなか直接言えない部分については書いていただいたり、当然先ほど言ったように、支援員に言いたくても言えないということでは運営としてよくないので、そのあたりは園の職員、園長も含めて、そういう意識を持っていますので、より丁寧に伝えたり、お互いに言いやすいようにという部分は、より努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

富田委員、よろしいでしょうか。追加発言があれば承ります。よろしいですか。

ではほかの委員の方はいかがでしょうか。年に1回の大切な機会でありますので、それぞれのお立場から。

(林豊彦委員)

二つあるのですけれども、今のあの問題です。障がい者にかかわっていると、やはり日本の関係者も人権意識の低さがあきれることがいっぱいあるのです。ここにいる方々は、障害者権利条約や、障害者基本法や、障害者虐待防止法についてよくご存知だと思っておりますけれども、ちょっと離れますと、人権がプライオリティではないのです。自分の都合が優先されていて、こどもや障がい者や高齢者の人権はトッププライオリティなのです。皆さん方の考えでどうにもなるから変えるようなことではないという意識はものすごく低いのです。学校ですらそうで

す。もう驚くべきことです。

ある校長先生は、我々がある治療をしようとする、余計なことをいうなという顔をされるのです。ひどくないですか。本来ならば、学生にとって一番いい教育環境を育てなければいけない教育者ですらそのような状態なのです。だから今回の問題は、決して氷山の一角ではないのです。おそらく日本の福祉関係者の人権意識の低さが圧倒的に効いていると思うのです。そういうこと啓発するような事業を継続してする必要があるのではないかと。教員から福祉教育関係者に。それは世界から見ると本当に恥ずかしい状態です。簡単にいえば人権侵害状態だと私はずっと思っています。こんな状態が続いたら日本は本当に三流国として扱われることになります。そういうことがないようにぜひ。社会を変えるのは時間がかかりますから、地道にそういった研修を続けることが私は非常に大事なことでないかと考えております。

もう一つよろしいですか。障がい福祉課でITサポートセンターをやっているのですが、どうしても聞きたくなるのですけれども、日常生活用具給付事業なのですけれども、実は今年度、あるお医者さんから拡大読書器の申請がはたと止まったという話を聞きましてびっくりしまして、調べてみたら、給付の上限があまりに低くて、実態を反映していないので、市議会議員にお願いして改定を申し出て、今改定してもらっているところなのですけれども、考えてみたら、ほかのものはどうなのかなと。つまり、ここにある新潟市がやっているリストがありますよね。おそらく上限価格が決められていて、それはかなり前に決められているのではないかなと思うのです。

私が関係しているICT関係は実は輸入品がほとんどなのです。ということは、円安によってもものすごく価格は上がっているのです。そうしますと、今まで10万円で買えたものが15万円になったりするようなことになりますと、裕福な障がい者じゃない限りは、なかなかこれが使えないという現状があります。そこでお願いがあるのですけれども、ちょっとチェックをしていただけないかなと。毎年とはいいませんけれども、何年にいっぺんぐらいは、上限価格がほかの市町村、実態価格といったものに対して、新潟市として適切かどうかをチェックしていただくような体制を作っていただくと助かるのですけれども、いかがでしょうか？

(丸田委員長)

2点についてご指摘をいただきました。これについても榎本課長からのコメントになりますでしょうか。

(障がい福祉課長)

ありがとうございます。これを機に障がいに限らず、人権の意識というのは当然のことです。先ほど言いましたように、それぞれ障がいだろうが、高齢だろうが、利用者のために、我々は市役所ですから市民のためというところがあつての話ですから、そこは明生園については意

識をしっかり持って、継続的に虐待防止の研修もしてまいりますし、これを機にそれぞれのところで、改めて気を引き締めてという思いはあります。

併せて日常生活用具のほうもおっしゃるとおり、今、拡大読書器はご提案の話もありまして、相場を見ながら、金額が決まれば、周知期間を経て、年度の途中でも可能であればと考えておりますし、おっしゃるとおり、ほかの品目もかなり何年もそのままという部分もあるので、ちょっと仕組みを、そこがなかなか全部を一度には当然できないので、どういう形でというところも含めてなので、体制づくりのことではあるのですけれども、そういう意識は当然持ちながら、引き続き検討をしていこうと思っています。

(林豊彦委員)

ぜひ教えてほしいのですけれども、できたら。何か仕組みを作らないとできませんので。円安が急激に進んだので、そういう特別な状況もあり得るわけです。日本製だったらおそらくそれほど変わっていないのですけれども、実は日本の、例えば拡大読書器はもう国内製がゼロなのです。そのぐらい日本で普及してないといってもいいくらいなのです。もっと普及しなければだめなのです。字を読めるというのは、我々が仕事をしたりするときには必須の道具ですから、絶対もっと出なければいけないのに、ぱたっと止まったというのは恐ろしいことなのです。そういうことがないように、外国製品とか日本製品がありますので、それを区別してもいいのです。価格が適正になるように。決していっばいくれとはいいませんので、適正になるように、時代に合わせて調整してほしい。それができるシステムを作ってほしいというのが要望です。よろしくお願いします。

(丸田委員長)

林委員からご指摘いただいたことについて、副委員長からコメントがありましたら。特に1点目、支援者の人権意識の低さをどう克服していくのか。お願いいたします。

(西村委員)

新潟県立大学の西村です。

支援する側の人権意識が低いということもありますけれども、説明しづらいのですけれども、やはりどうしていいかわからないということとか、障がいのある現場では人材不足があって、いろいろと来てくださってということで、中での研修がおろそかだったりとか、もしくは不安を抱えていても、上の人からの指導とか支援とか、こうしたらいいよというアドバイスもなくて、なかなか高まっていけないという現状があるのかなと思います。

こういうことを言うのは、今のこの話し合いのところから外れるかもしれませんが、やはり障がいのある人が小さいときから障がいのない人と一緒に過ごすということから、お互いが分かりあえるというか、相互理解が育まれてくるのかなということで、私は自分が所属し

ている大学が幼稚園教諭とか保育士を養成していますので、保育所とかにも障がいのある子とかが入ってきているので、そこで一緒に学んだり、障がいのない子が支援が必要な子を手伝ってあげたりということで素地ができてくるのではないかと思いますけれども、今支援者になられている方は、全く障がいのある人とかかわったことがなかったり、仕事上ではできても、一緒に過ごしたこともないので、どうしていいか分からないというところで、やはり具体的な研修であるとか、保護者の方にはご負担なのですけれども、思いを語っていただいたり、こういうふうに育ててきたというような、例えば障がい者施設で暮らしておられる方は地域移行とかいわれていますけれども、障がいが重度化したり、高齢化して、なかなか地域移行できない状況があるかと思えます。

ただ、それなりの歴史を歩んでこられて、例えば地域の学校に通っていた、こんなことが好きだったとかいうような、保護者の方から、こういった思いで育ててきたというようなことを語っていただくことで、例えば私は自分自身が知的障がい専門ですから、その人を全体で見るわけですが、やはり障がい者支援施設とか、その分野で関わっておられて、あまり知識がない方は、自閉症という障がい名だったり、重度というところで、障がいの部分だけ取り出して見てしまうのが、その人全体を見るような、考えるような機会、また、施設の中でその人のよいところとか、例えば私は障がい者支援施設二つぐらいで評議員とか委員もやりますけれども、大変ユニークな方もおられます。面白いなと思っていつもかかわっているのですけれども、そういうようなことも支援員同士で話し合っただけ、ただ自閉症とか重い知的障がいではなく、こんなユニークなところがあるよとか、こんな優しいところがあるよといった、パズルのピースを集めるように、その人の理解につなげるような施設内での研修とか、親御さんのお話なども組み合わせることで質を上げていくことができるかなと思っております。

なかなか時間がかかることですが、私も施設内で若手の職員とか、中堅の職員に研修をしたことがございます。それぞれの職員が意識を持って、いろいろとかかわってみたりとか、先輩の職員に相談してみたりというところで、少しずつ改善できることがあるかなと思っておりますので、そういうところが改善していければ、だいぶ支援につながっていくのではないかと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。それではほか委員の方々はいかがでしょうか。

(奥中委員)

新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会の奥中祐次と申します。

仕事は在宅の高齢者のケアマネージャーをしております。質問になるのですが、デジタル化ということで、新潟市では電子申請とか、新潟市全体ではデジタルの取組みをしてくださって

いるのですが、私たちケアマネジャーの現場ではなかなかデジタル化が進まなくて、本当に効率が悪くて、日々悩んでいるところです。例えば一つ、令和8年度事業計画に載っているのが、地域包括ケア推進課、福祉部の19ページの下のあたりですが、むすびあい手帳というものがありまして、これはおそらく10年ぐらい前に始まって、ケアマネジャーと主治医の先生、かかわっている訪問看護、ヘルパーさん、デイサービスの職員さんなどが情報連携するために作ってくださったのですが、なかなか普及せず、今現在、私の事業所も全くゼロで、使っていないで、私自身使わなかった方のケースだと、物忘れがある方で、真面目な高齢の方は、手帳はすごく大事なものだと思ってしまってしまうのです。そうすると、デイサービスを持っていかなかったり、お医者さんに持って行くのを忘れてしまったりして、手帳を作っても活用できなかったケースがあったりします。

ほかにもいろいろあると思うのですが、その中で、むすびあい手帳に関しては今年度、新潟市からアンケートがきまして、利用実績と、ほかにどのような連携をしているかということの中で、新潟市医師会が推進してくださっているSWANネットのNET4Uノートというのがある、それだとスマホを使って、パソコンを使って、主治医の先生、訪問看護、ヘルパーさん遠方に住んでいる家族とも情報連携ができて、なかなか便利でして、そういったものをもっと普及すればいいなと思ってはいるのです。今のところ8年度もむすびあい手帳なのですが、おそらく次の次期計画、令和9年度にはデジタル化の推進があるのではないかと、令和9年度以降の展望を教えてくださいと思っています。

(丸田委員長)

むすびあい手帳、さらにはSWANネットのところまで触れていただきながらご質問いただきました。これについては山本課長からのコメントになりますでしょうか。

(地域包括ケア推進課長)

ご質問ありがとうございます。むすびあい手帳ですけども、令和8年度、160万ほど予算化しておりますけども、手帳が手帳で、手書きという、高齢者にとって利点もあるのかなというところで、今回も予算化させていただいております。SWANネットへの移行につきましては、今、どうするとか、こうするとかというのは私のほうで勉強が必要なのかなと思っているところなので、今頂いた意見も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

(丸田委員長)

奥中委員、よろしいですか。

(奥中委員)

はい。

(西村委員)

新潟県立大学の西村です。

2点ほど質問させていただきたいと思います。数年前になりますでしょうか、2年か3年前のこの会議、障がい者部会だったのでしょうか、今、入所施設から地域へという流れがございます。ですので、グループホームはどれくらい増えますかというようなことを質問をさせていただいたのです。そうすると、なかなか増えないので、親元に帰すというような、あの当時、障がい福祉課から回答がありました。見れないので入所施設にお願いしたのに、その分親は年を取っているわけですよね。帰すとはどういうことかというようなことを私は申し上げましたけれども、なかなかグループホームが増えていかないという理由には、先ほど私が専門性の問題、障がい理解というところで述べさせていただいたのですけれども、なかなか地域の住民の理解も進まないでグループホームが建てられない、グループホームを建てないでという建設反対運動もいまだに起こっていると聞きます。そのあたりは、どのように地域住民への障がい理解などを進めていこうと思っているのか。今時点でも構わないのでお伺いしたいのが1点目です。

2点目です。これは対象が二つに分かれるので、障がい福祉課なのか高齢者の方なのかは分からないのですけれども、今のことにも関係しているのですけれども、入所施設に住んでいる人ではなくて、在宅で暮らしている成人した知的障がいのある人です。ほとんどが高齢の親御さんと住まわれています。ご存じだと思うのですけれども、そのほとんどが重度知的障がいがある方なのです。なかなか意思疎通が難しかったり、分かって「はい」と言っているのか、「はい」とは言うのだけれども、なかなかコミュニケーションがスムーズに取れない方も多くおられます。その方々は、月から金までの日中、生活介護の通所の施設を利用されている方が多いのですけれども、生活介護というのはだいたい3時半に帰ってくるので、帰った後とか、土日はほとんど親御さんが見ているといった状況があるのです。

親御さんが介護保険の対象であれば、親御さんは高齢分野のサービスを使われて、お子さんが障がい分野と双方が必要なサービスを使うことで、それでまた協力していくことで、住み慣れた町で暮らすことが可能かと思うのですけれども、その多くが、親御さんがだんだん高齢化して、介護が必要ではないです、介護保険の対象ではないです。要支援でも要介護でもないのですけれども、だんだん無理が利かなくなっているという状況の親御さんが大変多くて、新潟市内の事例でもあったのですけれども、親御さんが倒れてしまって、入院したときに、子どもも弱っていて、短期入所につなげたとか、倒れたという事柄が起きないと、なかなか対応が難しい、見づらい課題になってしまうということなのですけれども、そのあたりは、おそらく重層的支援事業で対応なさるのか、どこで親御さんが介護保険の対象ではなく、重度の知的障がいのある、知的障がいでも身体でもいいのですけれども、コミュニケーションが困難な方と一緒に

に住まわれている方の問題が見えづらくなってしまうことの対応を、どのあたりの課の事業でやっていただけるのか、答えられる範囲で構わないので、答えていただければ助かります。よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

今ご指摘をいただいたことに対しては、新潟市の現状と課題をどのように認識をしているかということと、その課題を解決するための具体的な施策なり方策についての考え方がどうなっているか。このような回答をいただければよろしいのではないかと思います。いかがですか。

(西村委員)

よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

これはやはり榎本課長になりますか。

(障がい福祉課長)

ありがとうございます。まず1点目の、障がい施設が開設を進めようとしているときに、地元の理解がという話は、10年ほど前に実際に区で障がいの係長をやっていたときからもやはりあったりすることではあります。今、当然我々が新しい事業所を立ち上げるときには、指定する際の条件の中に、しっかり地域の理解を得ている、しっかりどういうところを説明したということを確認して、事業所として指定しているところがございますが、この1年、なかなか地域で理解が得られなくて開設が進まないということで、私のところまで話があがってくるケースはないのですが、ベースとして、やはりなかなか一般の方が急に障がい施設が地域にできるってなると、理解としてなかなかそういったことは、感覚としてはまだなかなか、先生が言われたように、皆さんが障がいに対する理解がなかなか進まない中で、ごく当たり前の感覚なのかもしれません。

そこは、我々今、ここ10年になるのですけれども、共生条例といいまして、障害ある人も、ない人も共に生きる共生条例というものが施行されて10年になります。先ほどの副委員長が言われたように、我々は小さいころから意識啓発が必要ということで、小中学校へ、実際に障がい当事者、例えば盲導犬を連れて視覚障がいの方ですとか、手話の方が伺って、こどもたちに小さいうちから、こういう方が一緒に地域で生活しているんだよということの理解が必要かと思ひまして、今年はいよいよ50校くらいの学校から依頼があつて、派遣をさせていただいて、こどもたちの理解を進めるようなことをしています。

一方、一般の方については、条例の部分でいうと差別の相談があれば、我々仲介して話し合いによる解決ということでやってはいるのですけれども、日ごろの意識啓発というのが、市民隅々にまでというのは課題と思ひまして、引き続きこの取組みは、条例施行以来、そうい

う意識を当たり前のように持ってもらいたいという思いはあるので、今やっているやり方も引き続きですけれども、より本当に地域の方々が、実際今のような話にあったようなことがないように、どのように理解を広めていくかというところは、引き続き課題として取り組んでいかなければいけないと改めて思ったところでございます。

もう一つが、8050ではないのですけれども、複合的な課題を持った家庭がある中で、とりわけ障がいのある子がいる家庭では、これもよくお聞きになるワードかもしれませんが「親亡きあと」というところで、保護者の方はやはりいくつになっても、こどもが成人しても、いつまでも心配でという思いがある中で、親は高齢になってしまって、こどもさんもそれなりに年齢になってしまうというところがあります。グループホームは最近けっこう増えてきていて、その中でも特に重度の方を受け入れる、専門的な用語ですみませんが、日中サービス支援型というところも増えていきます。基本として、障がいサービスというのは泊まっているところから、日中活動はどちらかへ行って、就労継続とか訓練ですとかに行き帰ってくるというのが基本的な障がいサービスの体系なのですけれども、重度の方でなかなかそういうことができない方でも、人員配置をしたうえで、日中も居れるというようなグループホームも、民間事業者の方のご理解もあって、数はそんなに急激ではないのですが、4棟、5棟とか増えてきている状況なので、受け皿としては今のような形の中で、当然、家庭では生活ができない、まして親の方が高齢になってということであれば、やはりそういうところで居住の場を、先ほど話したような、我々の市単でも上乘せしながら、満足いくほどではない額ではあるのですけれども、家では難しい方については、居住の拠点は手厚い支援ができるグループホームとしながら、いろいろサービスを組み合わせながらという形での障がい者の方のこれからの生活をというところが、入所施設が増やすということは、今の国の地域移行という流れの中では難しいものですから、そちらの方に軸足を置いて進めているところであります。

(丸田委員長)

追加発言はありますか。

(西村委員)

ありがとうございます。

(丸田委員長)

ほかにいかがでしょうか。時間の関係もあるのですが、年1回の審議会でありますので、今日、この場でご発言のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(青木委員)

こども未来部のところで、最後のほうの、幼保支援課の事業で、新規事業が18ページに載っております。市内保育施設への就業促進を図るためということで、動画で伝えると。Y o u

T u b e なのか、ホームページなのか分かりませんが、多分そういったツールを作る事業なのかなと思いますけれども、現場のこども園とか、保育園とか、幼稚園で保育士が足りない、幼稚園の先生が足りないという声を多く聞きます。今、県立大の先生もいらしていますが、学校を出て、資格を取ってもその職に就かない方々もそれなりにいらっしゃる、また、新規採用されても数か月で離職してしまうというような現場の声をよくお聞きするのですが、分かる範囲で結構ですが、今、新潟市の中でどれくらい保育士さんが不足しているのか、あるいは不足していないのか。もう少しその中身を、できたら数字が分かれば一番ありがたいのですが、そこまでいかないにしても、今、どの程度の保育士さんの数、どのような状況になっているのかというところをまずお聞かせ願いたいと思います。

(丸田委員長)

では、佐藤課長から、現状について説明をいただけますでしょうか。

(幼保支援課長)

幼保支援課でございます。

数としてとらえて皆様にお伝えするというのはなかなか難しいところがございますので、実際に足りているか、足りていないかという観点での数のとらえというのは、今まだ分析はしておりません。ただ、施設の方々からお聞きするところによりますと、本当にさまざまございまして、資格のある正職を求めるのだけれども、募集をかけても来ない、とても困っているとおっしゃる施設もあれば、募集をかけるとすぐに応募があって、全然困らないで、全部うちの園は正職が保育についていますとおっしゃられる園もございますので、なかなかとらえようが難しいかなというのが現状でございます。すみません。実態把握としては、どちらもいるというふうには私どももとらえておりまして、どこかのところに焦点を当てていくのかというところは難しいところだなと思っています。

ただせっかく新潟市には保育の養成施設が複数ございますので、学んでいただいて、保育士を目指して入校していただいた方に最後まで保育士の夢をかなえてあげたいということで、昨年度から、市保育士保育協会さんと新潟青陵大学、新潟青陵学園さんと連携を組ませていただきまして、保育士確保の事業に少しずつ取り組んでおります。今年に入りまして1月に各施設のほうに呼びかけまして、保育協会の会員でいらっしやいます施設の方々との保育士フェアを開催させていただきました。これから実習に入る2年制の学生さんでしたら1年度の後半の学生さん、3年制の学生さんでしたら2年生の後半、4年制の大学生でしたら3年生の後半の方々にお集まりいただいて開催したのですが、そこの中では、初めて新潟市が保育発祥の地だということを知ったとか、1歳児、1対3という、国の基準ですと今1対6、あるいは1対5が推奨されておりますので、そちらで加配がついてはいますが、そういった手厚い保

育をしていることを初めて新潟市がやっているということを知ったとか、施設がこんなにあるなんて分からなかった、初めて知りましたということをよく聞きます。

実際、少しずつ保育実習に入り始めている学生さんなのですけれども、まさかこんなにあるなんて分からなかったのですというところを、あの実際に来ていただいてあるということを知っていただけて、保育施設ではこんなことやっているんだよということを施設の方から語っていただけたというところはとても大きな成果だと思っていますし、学生さんたちからほかの学生さんたちに広めていただいて、保育士というのはいいいね、子どもたちと一緒に過ごして、なんて幸せなんだろうね、こういう職に就きたいねというふうになっていただけるようになればと思っていますのでございます。

(丸田委員長)

青木委員、いかがですか。副委員長は養成校の教員でいらっしゃいますので、養成校の立場で、青木委員から指摘いただいたことをどのようにとらえていただいていますでしょうか。

(西村委員)

今のご質問に対して、うちも子ども学科ですから、私が着任した当初は、今7年目なのですがけれども、7年前はけっこう保育士とか、幼稚園教諭を目指す学生もいましたけれども、ここ数年は一般企業に行く学生を増えてまいりました。ですので、少し心が痛む感じなのですがけれども、先ほど申し上げたように、こども園、私立もそうですし、公立の園でも、支援が必要なこどもが増えてきて、なかなか対応が難しい。また、保護者の方に対して園での様子を伝えるのも難しいという、二重、三重の難しさがある中で、言いづらいのですがけれども、処遇面がそれほど高くないので、志高く入学してきたけれども、実習であるとか、保育士になってから心が折れてしまったというところもあるかと思うので、私ができるところがあるとなれば、保護者にどのように連携していくのかというようなことも在学時に伝えて、魅力も併せて伝えていければなと思っています。

(青木委員)

ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。時間が迫ってはきているのですか、ご発言のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

特に挙手がないようであれば次へ進めさせていただきます。専門分科会についての報告になります。まず最初に、民生委員審査専門分科会から報告をお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課でございます。

民生委員審査専門分科会について、報告をさせていただきます。資料3となります。民生委員児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において福祉のつなぎ役として活動をしていただいております。任期は3年、昨年12月に一斉改選が行われました。一斉改選に向けました候補者の選任にあたりましては、民生委員法によりまして、社会福祉審議会に意見を聞くよう努めることとされております。委嘱されるまでの流れにつきましては、真ん中の図、推薦までの流れをご覧いただきたいと思いますが、最終的に新潟市長から厚生労働大臣に推薦をし、委嘱決定という流れになりますが、新潟市長が厚生労働大臣に推薦するにあたりまして、諮問答申をするという、左側に点線で囲まれた部分になりますけれども、この部分が民生委員の審査専門分科会というところになります。

2、開催日ですが、昨年9月25日に分科会の委員7名中5名から出席をいただきまして、審査をさせていただきます。

4の審査結果でございますが、再任906、新任363名の計1,269名の候補者の推薦について承諾をいただきまして、市長が厚生労働大臣に推薦し、12月1日付で委嘱をされております。開催をしたのが9月25日というところがございますけれども、その後につきましても、随時推薦をいただいております。今年に入りまして1月から3月までの間にも、こちらにつきましては対面ではなく書面という形で審査をしていただいておりますけれども、引き続き審査を継続しまして、4月1日現在での見込みということになります。定数1,375名に対して1,297名の委嘱で、欠員数でございますと78名ということになります。少しずつではありますが欠員のほうも解消している状況でございます。

民生委員審査専門分科会の報告につきましては、以上でございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。民生委員審査専門分科会の報告をいただきました。この報告について、湯田委員から関連した発言があれば、お願いいたします。

(湯田委員)

民生委員の湯田です。

このたびは12月1日付で、審査委員の皆さんにご審議いただき、今ほど報告がありました。欠員もございまして、スタートさせていただきました。全国的にもまあまあ充足率かな、下回ってはいない状態です。また、少しずつですけれども、地域から推薦依頼を頂いておりますので、このまま民生委員活動を続けていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。では、委員の方々からご質問等がありましたら、お願いいたしま

す。

よろしいですか。それでは次に、児童福祉専門分科会からの報告になります。幼保運営課から説明をお願いいたします。

(幼保運営課長)

幼保運営課の南雲でございます。

私から資料4でご報告させていただきます。児童福祉専門分科会からの報告となります。概要としましては、令和8年度に新設となる保育所型認定こども園と乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とされているものでございますが、こちらの実施施設について、児童福祉法の規定に基づき、分科会のほうへ設置認可についての意見を伺ったものでございます。

一つ目の新設となる保育所型認定こども園の概要につきましては、資料枠の中で記載のとおりでございます。また、令和8年度の乳児等通園支援事業の実施予定施設について、先ほど予算のところでも触れましたが、来年度13施設、これは市立保育園一つを含んでおりますが、13施設で実施予定ということでございます。これらにつきまして、次年度の事業実施でございますので、年度後半になって、ほぼ概要が決まってきますので、固まったものを分科会のほうにお諮りしたというところございまして、いとまもないところもございまして、3月中に書面会議という形でさせていただきました。

委員からいただきました意見につきましては後日ホームページには掲載いたしますが、いくつかご紹介させていただきますと、新園の認可につきましては、その設置地域の保護者にとってメリットがあると考えられるといったようなご意見をいただいたところです。こども誰でも通園制度につきましては、こどもにとって人間関係形成や社会性の育成に好影響を与えるものと思うというご意見、保護者にとって子育ての負担軽減、不安軽減となり、この時期に親子でたくさんの人とかかわりながら、育児への自信につなげていってもらいたいと願うといったご意見をいただいたところでございます。

以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問があれば、お願いいたします。また、分科会会長の堀井委員からご発言があれば、お願いいたします。

(堀井委員)

児童福祉専門分科会の堀井と申します。

新しい認定こども園の認可については今課長さんがおっしゃったところで、こども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施になるので、昨年度の分科会では、今現在ある既存の一時預かり事業と本制度との違いは何なのかというあたりを皆さんで共有した中で、今年、書面開催

にいたしました。3歳未満のお子さんが対象になって、月10時間を、一時預かりであれば親御さんの保育ができないという理由で預かる場合が多いのですが、この通園制度の中では、少子化の中で、家庭保育、一人っ子が多い中で、ほかのお子さんと交流が定期的に行けるとか、親御さんも特に用事がなくてもある一定の時間を保育園に預けて、自分の時間が持てて、また送迎で保育士さんに子育ての相談が気軽にできるということで、非常にメリットも多い事業だと思いますので、このままこれがきちんと定着していくように私たちも見守っていきたいと思っています。

(丸田委員長)

いかがでしょうか。ご発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。使い勝手のいい制度になってほしいと思いますし、市民の理解や、役割も出てくるのかなと思いますので、ぜひよろしくご協力いただきたいと思います。

では、次に移ります。「地域福祉計画の策定について」になりますが、福祉総務課から説明をお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課でございます。資料5-1からになります。地域福祉計画の策定についてご報告をさせていただきます。こちらにつきましては、昨日3月16日に新潟市地域福祉計画策定推進委員会を開催しておりまして、そこで使用した資料を基に説明をさせていただきます。はじめに資料5-1をご覧ください。地域福祉計画は、社会福祉法に基づきまして、地域福祉の推進に関する取組みを定めた計画となっております。新潟市では、令和3年度から令和8年度までの6年間の期間とする第3期地域福祉計画を現在策定しております。現状の計画につきましては、左側の図に記載のとおり、市地域福祉計画、各区の地域福祉計画、社会福祉協議会が策定する区の地域福祉活動計画などがございます。

次に、次期地域福祉計画についてでございます。資料5-1の右側の図をご覧ください。次期地域福祉計画の計画期間は、現行と同じ6年間で、令和9年度から令和14年度としたいと思っております。次期計画においては、市と区の地域福祉計画を統合する方向で考えております。新潟市地域福祉計画と社会福祉協議会が策定します新潟市地域福祉活動計画が相互に補完、連携し、新潟市の地域福祉の推進を図っていきたくと考えております。

資料5-2をご覧ください。次期地域福祉計画の基本理念、基本目標の案となります。次期計画の基本理念、基本目標の設定にあたりましては、国の動きですとか、新潟市総合計画2030との関連といった視点から検討を行いまして、2の基本理念に記載のとおり、現行の基本理念を引き続き新潟市が目指すべき理念とすることを事務局案とさせていただいております。また、右側の3の基本目標についてですが、基本理念を引き継ぐという考えのもと、現行の基

本目標をベースに整理を行いたいと考えておりました、整理にあたりましては、基本理念が、「人や社会とつながり、認め、」「支え合い、」「自分らしくいきいきと暮らせる」という三つの思いから成り立っていること。次期計画では、可能な限り基本目標に対する取組みの方向性や施策の関連性がより分かりやすくなる構成にすることを考慮いたしまして、再編したものが資料右側に記載の三つの目標となっております。

次に、資料5-3をご覧ください。地域福祉計画の体系についてです。資料の左側、現行計画は基本理念のもとに四つの基本目標がありますが、それぞれの目標に対して直接施策が結びついていたような見せ方とはなっておりません。なお、この地域福祉計画の中間見直しの後に、重層的支援体制整備事業の推進が分野を横断する施策として、包括的支援体制の構築と各施策の中に入っております。

資料の右側をご覧ください。次期計画においては、基本目標と各施策の間に重層的支援体制整備事業の推進があり、各分野を横断して取り組むことは変わりありませんが、目標と施策が1対1で対応するような構成となっております。実際に、必ずしも1対1の関係になるものではなくて、一つの政策が複数の目標に寄与することになるとは考えておりますが、主にどの目標に寄与することになるのか、その関連性を現行よりわかりやすく整理したいと考えております。また、一番下の確認の中にありますように、それぞれの施策の方向性を検討するにあたりましては、孤独・孤立対策、身寄りのない人への支援という視点を考慮することとしたいと考えております。

以上、ご説明させていただいた内容につきましては、先ほど説明しました委員会の中で、今現在ご意見をいただいている最中のございまして、改めて検討し、方向性の素案を作成していきたいと考えております。

最後に、資料5-4でございます。今後のスケジュールでございます。計画策定推進委員会は、計画の素案完成までに3回ほど開催したいと考えております。また、この社会福祉審議会との関係でございますけれども、来年度は委員改選が予定されておりますので、改選がありましたあとの8月ごろ、その時点での計画の検討状況をご報告させていただき、また令和9年3月、来年度の今ごろになります、次期計画の内容について改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(丸田委員長)

委員の皆様からご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

個別の福祉計画の上位計画と位置づけて、地域共生社会の実現に向けた基盤となる大変重要な計画でありますので、ぜひ委員の皆様から関心を深めていただき、多くの意見を頂きたいと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ただいまの報告については以上でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ここで、事務局から説明があると聞いておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

(福祉総務課長)

1点だけ、ご報告をさせていただきます。報告の内容とは直接関係しない部分になりますが、昨年度のこの審議会の後で委員の皆様からご意見をいただいております。今日は資料の配付がなく、口頭で大変恐縮なのですけれども、いくつかご意見をいただいております。そのご回答といたしますか、方向を含めて、口頭でご報告をさせていただきたいと思っております。

まず一つ大きなご質問を頂きました。この審議会については先ほど委員長からも年1回開催といったお話もございましたが、審議会については1回ではなくて、例えば年2回開催をして、1回目と2回目の審議会にそれぞれの役割を持たせて開催してはどうかといった、審議会のあり方も含めた貴重なご意見をいただきました。

こちらにつきましては、我々も非常に課題であると認識しておりますし、来年度につきましては改選がございますので、最低でも2回開催と考えておりますけれども、今後につきましては、この会のあり方も含めて、例えば他都市のやり方ですとか、そういったものも踏まえて、非常に重要なお意見だと思いますので、引き続き検討していきたいと思っております。

各分科会の内容について、この前段階で共有したらどうかといったご意見をいただいております。このご意見を踏まえ、今回、民生委員審査専門分科会ですとか、児童福祉専門分科会の内容についてご報告をさせていただきます。こちらについては改善をさせていただいたということでございます。

その他、高齢、障がい、児童に関する個別具体的なご意見をたくさん頂いております。こちらにつきましては、各所属のほうに共有させていただいておりますので、また本日ご意見を頂いた部分につきましては共有させていただいて、今後の福祉行政の活用につなげていきたいと考えております。お時間ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。年1回の審議会委員の方から多くの意見を頂きます。その意見に対して、行政がどのように受けとめて、どのように市の施策に反映をしていくのか、あるいは、審議会の中での活発な議論に結びつけていくかという観点からすれば、頂いた意見に対するフィードバックが必要だろうということで、事務局から報告をいただいたものであります。各分科会の報告については、昨年の意見を踏まえて、今日共有することができましたので、改めて事務局に感謝を申し上げたいと思います。そのうえで、各委員の方からご質問がありましたら、お願いいたします。また、質問に引き続いて全体をとおしまして、審議会に対する

ご意見、ご質問がありましたら、お出しいただきたいと思います。後ほど書面でも意見を提出していただくことになっておりますが、この場で審議会のあり方ですとか、議論の進め方などについて要望、意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(林豊彦委員)

私は西区の障がい者自立支援協議会の委員もやっています、何か月かにいっぺん、ケース会議というものがあるのです。各施設が持ち帰った難しいケースを聞くと、ほとんどのケースが答えがないのです。つまり地域では解決不能なのです。例えば親に障がいがあって、こどもさんに障がいがあるのに、親が働きに行くと、こどもを見るところがないとか。今日の資料にもありますように、福祉というのはやはり行政が支えていますので、縦割りというか、きちんと分かれていて、予算も分かれていて、さらに国の金が入ったり、県の金が入ったりして、融通が利かないのだと思うのですけれども、私いる西区はおそらく施設が一番いっぱいあるところではないかと思えます、人口的に見て。それでもソリューションがないのです。みんなで頭を抱えて、要するに話を聞いてやって、施設の人の慰めになるかなみたいな、そんな状況なのです。そう考えるのですけれども、そう考えると、やはり福祉が行政中心でやっているということは縦割りにになってしまうので、将来的には施設の多機能化というものも必要になってくるのではないかと思うのです。

ここでなければだめだとかではなくて、一つの施設を柔軟に対応できるような形にしていかないと、おそらく難しいケースに対応できない。つまりどういうことが起こるかという、セーフティネットがないのです。だからとんでもないところまで落ちないと、セーフティネットにかからなくなると。かなり悲惨な状態に陥ってはじめてセーフティネットに引っかかるような状態になってしまうのではないかと。多くは大丈夫なのですけれども、どうしても制度があるということは、その網からもれる人は必ずいるのです。それをどうやって少なくするかということと一緒に考えてほしいと。我々はどうしてもマジョリティに目がいて、いかに最大限確保するかみたいなほうにいくのですけれども、制度を作るということは必ず網からもれる人がいるのだと。そういう人たちをどうやって救うのかということも考えてほしい。大きい話で申し訳ないのですけれども、その一つの策として、1施設の多機能化ということも将来は必要ではないかというのが私の意見です。

(丸田委員長)

議論の場としてはどのような場で議論していけばいいとお考えでしょうか。

(林豊彦委員)

これはかなり上ではないですか。上のレベルでなければなかなか解決しないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(丸田委員長)

今日意見として受け止めさせていただきます。

(林豊彦委員)

深刻なのです。涙なしでは語れないぐらい悲惨です。

(丸田委員長)

ほかにはいかがでしょうか。市議会の先生方から出席いただいておりますので、お一人ずつ発言をというふうにはいたしません、細野先生いかがでしょうか。これまで議論のやり取りをお聞きいただいて、社会福祉審議会が、機能していくうえでどのような役割を果たしていけばいいか、ご意見があればお願いいたします。

(細野委員)

市議会議員の細野でございます。

さまざまなご意見をいただきました。しっかり私も個人的に市議会に持ち帰って検討させていただきたいと思っているところでございます。審議会のお話で、最後に福祉計画のお話が出ました。これは座長さんからも大変大きな計画というお話で、僕自身もそう思っております。今回このスケジュールを見たら、推進委員会が終わった後にもう1回審議会があるということなのですけれども、執行部の皆さんのほうで、この計画、もちろん検討委員会のところでいろいろ詰めていくということはあると思うのですけれども、ここに出したということは、皆さんからもご意見いただきながら、少し作っていくというイメージがあるのか、どうなのかというところを少しお聞きしたいと思っております。

(丸田委員長)

これは事務局のほうから回答いただけますでしょうか。

(福祉総務課長)

ご意見ありがとうございます。今現在、8月のところに入れさせていただいておりますので、その時点で、計画策定推進委員会どこまで議論が進んでいるかというところを、この8月のところでご報告をさせていただく中で、もしご意見があれば、それを踏まえて9月の策定推進委員会のところにあげていくというような流れで考えております。

(細野委員)

こちらにいらっしゃる方はさまざまな専門の皆さんでありますので、今回の審議会にあわせて意見を聞くことももちろんあるのかと思うのですけれども、それ以外にも、皆さんから少し意見を頂きながら、それをテーマといいますか、それを一つのアイデアとして審議会のほうで検討していただくような、双方向のやり取りというのは、いかがでしょうか。

(福祉総務課長)

進め方につきましては、また改めて持ち帰って検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(丸田委員長)

事務局のほうでは分科会を並行して立ち上げ、策定委員会の全体会議だけでは議論が深まらないところを分科会方式で議論を深めていこうではないかということを検討していただいておりますので、課長さんからコメントがあればお願いいたします。

(福祉総務課長)

一言で地域福祉計画といいましても、中身が非常に複雑といいますか、多岐にわたっておりますので、一つの策定委員会で全部を網羅するような形で議論していただくというのは難しいのかなと思っておりまして、ある程度分野を絞ってということになりますが、一部分につきましては専門の分科会といいますかそういったものを設置して、議論をして、それを今回の策定委員会のほうに持ち込むということも考えております。

(湯田委員)

先ほどの審議委員会の報告、今後のといったお話をお聞きしました。私、民生委員審査専門分科会です。分科会があるのは3年に1回なのです。改選のときだけなのです。あとの分科会さんは年に1回ないし2回、この審議会のほかには会があるはずで、今提案していただいたところで、年に2回、この審議会をといったお話をいただいて、ここにいてよかったと思えるような、福祉のことも全般的にということで、その中で各分科会の、少しでもいいので、分科会ではこういうことで動きましたということをお知らせしていただける時間をとっていただけると、私だけではないです。民生委員審査専門分科会は3年に1回だけなので、もしできればと思いました。要望です。

(丸田委員長)

要望として受け止めたいと思いますが、課長さん、いかがでしょうか。

(福祉総務課長)

審議会には民生委員の審査専門分科会のほかにも、障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会といくつかございますので、どの部分がどういう報告をするか、確かに民生委員の審査専門分科会については、実際に集まってという部分につきましては、3年に1回ということになりますけれども、先ほどご報告したとおり、随時審査していただく部分もありますので、その辺のご報告もできるかなと思っておりますので、引き続き意見として受け止めたいと思います。

(丸田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

そろそろ時間がまいりました。時間の制約もあって、委員の方々全員からご発言をいただくことができませんでしたが、この審議会のあり方や活性化に向けて、ご意見がありましたら、ファクシミリなりメールでお寄せいただきたいと思います。重ねてお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の全体会議を終了させていただきます。進行を事務局にお返しをいたします。

(司 会)

丸田委員長、議事進行のほうありがとうございました。また、各委員の皆様、貴重なご意見、大変ありがとうございました。

ここで、予定時間を超過している中で、お時間いただいて大変恐縮ですが、最後に福祉部こども未来部、それぞれの部長からごあいさつをさせていただくとともに、この3月末で異動となります各課長の紹介をさせていただきたいと思います。

はじめに、福祉部からでございます。

(福祉部長)

皆様大変お疲れさまでございます。長時間にわたるご審議ありがとうございました。福祉部の上所と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、委員の皆様から頂きました貴重なご意見、新年度の事業推進ですとか、福祉施策のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。先ほど各課長から、令和8年度の予算、事業内容につきましてご説明させていただきましたが、各分野の事業に取り組むことはもちろんですが、先ほど林委員からもご意見いただきました、縦割りというところにつきまして、組織横断的に課題を共有して取り組むべき事業もございますので、福祉部内はもちろんですが、関係部局一丸となって事業を実施してまいりたいと思っております。ぜひ地域共生社会の実現を目指していきたいと考えております。委員の皆様にはさまざまなお立場から、本市の福祉の向上にご意見、またご支援賜りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、この3月末で福祉部より異動となります課長が2名おりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。まず一人目ですが、福祉総務課の武藤課長が農林政策課というところに異動となります。では、武藤課長からあいさつをお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課の武藤でございます。福祉総務課は4年間おりました、皆様には非常にお世話になりました。今度行くところが農林政策課というところで、全く福祉と違う分野になりますけれども、またいくつか別な部分でお世話になるかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。4年間お世話になりました。ありがとうございました。

(総務部長)

二人目ですが、介護保険課の佐藤課長が財務企画課というところに異動となりますが、本日欠席のため、ご紹介のみとさせていただきます。

福祉部の異動は以上となります。

最後になりますが、委員の皆様方には引き続き本市の福祉行政にお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

(司 会)

続きまして、こども未来部でございますが、こども未来部長の高橋が今年度末で退職でございます。ごあいさつさせていただきますとともに、異動となります各課長のご紹介をさせていただきます。

(こども未来部長)

こども未来部の高橋でございます。本日は長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございました。今ほど各課から来年度のこども関連の事業の説明をさせていただきました。出会い、結婚から妊娠、出産、子育てまでということで、少子化社会への対応として切れ目のない支援にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様にはさまざまなお立場から引き続き、ご意見、ご指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

私ごとではございますが、3月末で退職となります。私はこれまで、区役所健康福祉課、そしてこども未来部ということで、長く福祉分野、特にこどもに関する分野に携わらせていただいております。委員の皆様にはそれぞれのお立場で、これまでも大変お世話になっております。ありがとうございました。

それでは、こども未来部の異動になります職員をご紹介します。はじめに、こども家庭課の佐藤課長です。政策企画部政策調整課への異動でございます。

(こども家庭課長)

改めまして、こども家庭課の佐藤でございます。こども家庭課では3年間お世話になりました。本当にありがとうございました。4月からは政策調整課というところで仕事をさせていただきます。また引き続き、私自身それからこども家庭課は大変お世話になると思いますが、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

(こども未来部長)

続きまして、児童相談所の小林所長です。小林所長におかれましては、こども未来部こども家庭課、児童発達支援センターへの異動となります。

(児童相談所長)

児童相談所の小林でございます。皆様には大変長い間ご協力、ご指導いただきまして、ありがとうございました。長い間と申しますのは、私が児童相談所に着任したころは平成の終わりのころでして、そのころはまず、こどもさんの安心安全確保が第一でした。今は、それに加えて、こどもさんの最善の利益、権利をどこまで尊重できるかということを含めての対応に入っております。児童相談所としても、その両面からこどもさんの支援に努めているところです。今後とも児童相談所にご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。先ほど部長からもお話がありましたが、比較的関連性がございます児童発達支援センター「こころん」のほうにまいます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(こども未来部長)

次は、児童相談所家庭支援課の田中課長でございます。田中課長につきましては、児童相談所長への昇任となります。

(児童相談所家庭支援課長)

いつもお世話になっております。2年間、家庭支援課長を務めました。春からは小林所長の後任を努められますよう、より一層努力してまいります。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

(こども未来部長)

最後になりますが、幼保運営課の南雲課長です。4月からは福祉部福祉総務課への異動となります。

(幼保運営課長)

幼保運営課長の南雲でございます。保育課1年、幼保運営課2年、都合3年教育保育施設のほうの所管をさせていただきました。4月から武藤課長に代わりまして福祉総務課長となります。本日いただきましたご意見、私もここでしっかり全部聞かせていただいておりますので、今度は私がしっかりと社会福祉審議会のほうで頂いた意見をもとに活性化させていくという使命で、取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(こども未来部長)

こども未来部は以上でございます。新年度もよろしくお願いいたします。

(司 会)

以上をもちまして、令和7年度新潟市社会福祉審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。